

南島原市障害者職場実習促進事業

南島原市では、令和6年4月から障害者職場実習促進事業を行います。

○障害者職場実習促進事業とは

市内在住の障害がある人への一般企業へ職場体験の機会拡大及び就労能力・意欲向上促進を目的とし、障害者が一般企業で実習を行う場合の、自宅から実習先までの交通費に対して「交通費助成金」及びその受け入れを行った企業に対して「実習奨励金」を支給する事業となります。

○実習期間（支給期間）

原則として1ヶ月のうち、5日以上23日以内の範囲で1日4時間（ただし、最初の5日目までは3時間でも可）以上の実習が対象になります。また、1人あたりの回数は生涯で通算3回までです。

○支給対象者（以下の要件をいずれも満たす人）

- ①障害福祉サービスの受給対象者で、一般企業等への就労を希望される南島原市が居所である人（障害福祉サービスを利用していない方も対象）。
- ②県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと の登録者。

※「県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと」は、障がいのある人の職業生活における自立を図るため、関係機関との連携の下、身近な地域において就業及び生活を一体的に支援する機関です。

○支給額

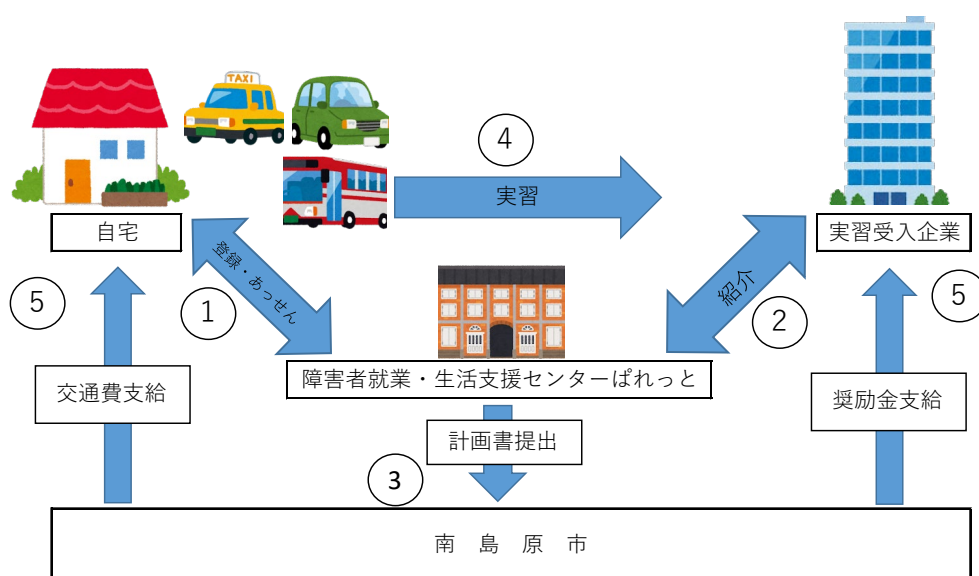
【交通費助成金】・・・自宅から実習先の事業所までに要した実費（※）

※実費については、公共交通機関（バス・鉄道・チョイソコ）及び自家用車利用（1kmにつき20円 南島原市旅費規程の金額）を対象とし、1日2,000円を上限とします。

【実習奨励金】・・・1人1日2,500円を事業所へお支払いします。

○申し込みから実習までの流れ

- ① 障害者就業・生活支援センターへの登録
- ② 障害者就業・生活支援センターから実習受け入れ企業への紹介
- ③ 障害者就業・生活支援センターより実習計画書を提出
- ④ 実習受入企業での実習
- ⑤ 交通費等及び実習奨励金の支給



○お問い合わせ

- 南島原市福祉課障害福祉班
電話0957-73-6651
- 県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと
電話0957-73-9560